

# 湯上り処ぱらいそ 地域密着型通所介護重要事項説明書

令和7年11月1日現在

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 03-5937-3336

担当 中澤 利則

時間 月曜日から金曜日の9時から17時（但し年末年始を除く）

\* 祝祭日を含みます。

\* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2. 湯上り処ぱらいその概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	湯上り処ぱらいそ
所在地	東京都中野区中央3-17-15 富田ビル1F
事業所種類・事業所番号	地域密着型通所介護 1391400882
通常のサービス実施地域※	中野区にお住まいの方 (当事業所より半径2km程度の範囲)

### (2) 当事業所の職員の職種、人数及び職務内容

職種	人数	職務内容
管理者（所長）	1名	事業所を監督し、事業内容を一元的に統括する
生活相談員	1名以上	相談への対応、利用計画及び日課プログラム調整
介護職員	2名以上	日常生活の支援、送迎等の支援
機能訓練指導員	1名以上	機能回復、維持の為にリハビリテーション

### (3) 当事業所の設備の概要

定員	10名	相談室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 約47.5㎡	送迎車	2台
静養室	1室 1床		

### (4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝祭日は営業します)	休業日	土曜日・日曜日 年末年始
営業時間	8時00分から17時00分まで		
サービス提供時間	9時00分～16時10分までの7時間10分		

### 3. サービス内容

- ①送迎：常に安全運転を心がけ、車の乗降時も安心のサービスを提供します。
- ②機能訓練：利用者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。
- ③入浴：安全・快適に配慮した個浴での入浴支援を行います。
- ④食事：栄養バランスに配慮した昼食を提供します。
- ⑤レクリエーション：創作・季節行事などを実施します。

### 4. 利用料及びその他の費用

#### (1) サービス利用料

通所介護の利用料は、サービス提供により要介護に応じた料金（以下参照）となります。介護保険に該当する給付分として、9割～7割は保険から賄われ、1割～3割が自己負担となります。負担割合は、介護保険負担割合証に準じます。

地域密着型通所介護：7時間以上8時間未満				
要介護度	基本単位	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753単位	820円	1640円	2460円
要介護2	890単位	970円	1920円	2880円
要介護3	1032単位	1224円	2248円	3372円
要介護4	1172単位	1277円	2554円	3831円
要介護5	1312単位	1430円	2660円	4290円

加算料金					
加算	基本単位	利用者負担額			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算（Ⅰ）	40単位	44円	88円	131円	1日につき
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位	61円	122円	183円	1日につき
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位	22円	44円	66円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40単位	44円	88円	131円	1月につき
送迎減算	- 47単位	- 53円	- 105円	- 154円	片道
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 92/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種 加算を加えた総単位数 (所定単位数)

※端数処理により、金額に差異が生じる場合があります。

#### ①その他の利用料金

昼食代（800円/日）、リハビリパンツ代（100円/枚）、パット代（70円/枚）については実費負担となります。

- ② 自己負担のある行事や活動に参加される場合は、負担額が発生する前にお知らせし、随時実費負担をいただきます。
- ③ 介護方法の指導は無料とします。
- ④ 介護保険給付の支給限度額を超える場合、または居宅サービス計画で決められた内容を超えるサービスが生じた場合は、超過分の料金は全額自己負担となります。
- ⑤ 前日もしくは当日キャンセルはキャンセル料800円になります。

尚、介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は、一旦1ヶ月にかかった費用の全額を負担して頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市区町村の窓口へ提出しますと、保険給付分（9割～7割）の払い戻しを受けることができます。

#### (2) 支払方法

当月の料金合計額の請求明細書を翌月10日頃を目途に利用者にお渡しします。

請求月の翌月26日（日曜日若しくは休日の場合は翌営業日とする）に指定の口座より引き落とさせていただきます。

ご入金を確認されましたら、利用者に対し領収書を発行します。

### 5. 通所介護の提供方法

#### ①内容及び手続の説明及び同意

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対し、提供するサービスについて、理解しやすいように説明を行います。また運営規定の概要、その他サービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得ます。

#### ②サービス計画の作成

管理者、介護職員、機能訓練指導員その他専従する職員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力を活かし、より自立した生活を営むための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成します。

管理者は、それぞれの利用者に応じたサービス計画を作成し、利用者に対し、その内容等について説明し、同意を得た上で利用者へ交付します。

サービス計画の策定にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡その他の必要な援助を行います。

## 6. サービス利用契約の終了

利用者は当事業所に対して、1 週間の予告期間をおいて通知することによりこの契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

2. 当事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

3. 次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

- ①利用者が介護保健施設、介護福祉施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③利用者の要介護認定区分が、要支援 1・2と認定された場合（要支援となった場合、中野区総合事業の対象者となり、中野区総合事業による予防通所（通所型サービス）を利用することができます（別契約）。
- ④利用者がお亡くなりになった場合
- ⑤当事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

4. 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ①当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②当事業所が守秘義務に反した場合
- ③当事業所が利用者に対して、社会通念を逸脱する行為をい行った場合

5. 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ①利用者のサービス利用料金の支払いが請求の日より 2 か月以上遅延し、料金を支払うように催促したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合
- ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ③利用者の入院もしくは病気等により、1 か月以上にわたってサービスができない状態であることが明らかになった場合
- ④利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為（暴力、暴言、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントや重大な不信行為等）又は反社会的行為を行った場合
- ⑤利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

## 7. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスを利用するにあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 8. 事業の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

指定通所介護は、介護保険法令に従い、要介護状態にある高齢者等に対して、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、排泄介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 9. 緊急（事故発生）時の対応方法

- (1) サービス提供中に容態の変化、事故等があった場合は、事前の打ち合わせにより御家族、救急隊、主治医医療機関、利用者の係る居宅介護支援事業者、等に連絡すると共に必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置、事故の原因、再発を防止する対策について記録し保管します。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、利用契約書第 12 条に基づき賠償を行います。

## 8. 非常災害対策

- (1) 通所介護は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練を年 2 回実施し万全の対策を期します。

## 9. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 ※月曜日から金曜日 9時～17時	電話番号 03-5937-3336 受付担当 中澤 利則 解決責任者 山口 稜
-----------------------------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	中野区役所 介護保険担当課	03-3228-8878
	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	03-6238-0177

●提供するサービスの第三者評価の実施状況 有 ・ 無

## 10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

## 11. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	株式会社 WelfareWorks 湯上り処ばらいそ 管理者：中澤利則 電話番号：03-5937-3336 受付時間：月～金 9：00～17：00
-------------	--

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者（利用者の家族を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区に報告します。

(5) その他、虐待防止及び身体拘束等の適正化のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）を株式会社 WelfareWorks 各事業所にて講じます。

## 1 2. 身体拘束の禁止

- ①事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- ②事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- ③事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化の為に策を検討する委員会の定期的な開催（年1回以上）及びその結果について従業者への周知徹底。
  - (2) 身体拘束等の適正化の為に指針の整備。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の為に研修を定期的実施する。

## 1 3. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための策を検討する委員会を定期的開催するとともに、結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止を啓発・普及するため感染症の予防及びまん延の防止委員会による年1回以上の研修を開催。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 感染症マニュアルの周知及び定期的な見直しを継続する。

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 ・ 事業所	事業者名称	株式会社 WelfareWorks
	所在地	東京都新宿区西新宿 6-3-3 新宿国際ビル新館4F
	代表者	代表取締役 山口 稜
	事業所名称	湯上り処ぱらいそ
	所在地	東京都中野区中央 3-27-15 富田ビル1F
	代表者氏名	管理者 中澤 利則
	説明者氏名	

私は、契約書および本書面により、事業所から通所介護の重要事項について説明を受け、その内容を理解のうえ同意し、本書の交付を受けました。

利用者	住所	中野区
	氏名	
代理人	住所	
	代理人	

# 「指定地域密着型通所介護 湯上り処ばらいそ」 利用契約書

利用者が 湯上り処ばらいそ以下「事業者」という。)において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）締結します。

## （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## （契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、本契約は同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。

## （通所介護計画の決定・変更）

### 第3条

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

## （介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

## （介護保険給付対象外のサービス）

### 第5条

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、次に掲げるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。（料金の有無は、重要事項説明書どおりとする）
  - (1) 日常生活上必要となる生活用品の提供
  - (2) 介護方法の指導
  - (3) 複写物の交付

(サービス利用料金の支払い)

第6条

- 1 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割~3割)を事業者を支払うものとします。  
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない状態でサービスを利用する場合は、暫定で介護支援専門員が見込んだ要介護度に応じ、利用料(自己負担)を事業者を支払うものとします。なお、要介護認定結果後に、利用料金を精算します。
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 当月の料金合計額の請求明細書を翌月10日までに利用者にお渡し(送付)します。  
口座引落しの場合は原則的に請求月の翌月26日(26日が金融機関休日の場合翌日)に所定の口座から引落しさせていただきます。  
お支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(サービスの中止・変更)

第7条

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の当日に通知をすることにより、料金を負担することなく通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望するサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者へ提供して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第8条

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合等、事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【同意書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の介護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者はサービス提供にあたっては、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師、医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 5 事業者は、交通事情等で送迎の到着時間が10分以上遅れる場合は、利用者または代理人に電話連絡をするものとします。
- 6 事業者は、利用者の乗車支度ができていない場合、利用者の体調不良等を除き、長時間待機せず他の利用者の送迎に向かうものとします。
- 7 サービス従事者のサービス提供は、利用者の (開始) 玄関前・玄関中・他( ) から (終了) 玄関前・玄関中・他( ) までとします。
- 8 サービス従事者は、利用者の送迎中は原則として安全のため全席シートベルトの着用をお願いするものとします。ただし身体的諸事情がある場合は、ご本人・ご家族と話し合いの上、提供できる範囲の安全確保をす

るものとします。

(守秘義務等)

第10条

- 1 事業所及びサービス従事者は通所介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 事業所は、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業所は、利用者・利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者・利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代金を支払うものとします。

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償責任保険をもって対処します。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を負いません。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(天災等によるサービスの実施不能)

第14条

- 1 本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(契約の終了)

第15条

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をする事により、この契約を解約する事ができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合

- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に亘ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が死亡した場合
  - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合（要支援と認定された場合、改めて重要事項説明、契約を行うことで継続して利用が可能です。）
  - (3) 利用者が介護保険施設に入所した場合

（協議事項）

第16条 本契約に定められていない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(2) 法令の改正及び両者間の諸事情にて契約内容を一部変更する場合は、別途同意書を作成し御利用者（本契約時の署名代行者）及び事業者の署名または捺印にて変更した事とする。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その 1 通を保有することとします。

令和	年	月	日
----	---	---	---

利用者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。 私は、この契約書で確認する通所介護の利用を申し込みます。	
	住所	〒 — 中野区
	電話番号	— —
	氏名	

家族・代理人	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人に契約意志を確認しました。	
	本人との関係	
	住所	〒 —
	電話番号	— —
	氏名	

事業者・事業所	当該事業者・事業所は、通所介護事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。	
	事業者名称 所在地 代表者 電話番号	株式会社 WelfareWorks 東京都新宿区西新宿 6-3-3 新宿国際ビル 1F 代表取締役 山口 稜 TEL 03-5989-0567
	事業所名称 所在地 代表者氏名 電話番号	湯上り処ばらいそ 東京都中野区中央 3-27-15 富田ビル 1F 管理者・所長 中澤 利則 TEL 03-5937-3336

# 緊急連絡先

サービス提供中に容態の変化、事故等があった場合は、下記に連絡致します。  
必要に応じて、救急車等へ協力依頼致します。

緊急連絡先	フリガナ		
	氏名		
	住所		
	電話番号	自宅) 携帯)	続柄
主治医			
	病院名・診療所名		
	医師名		
	電話番号		

## \*災害用伝言ダイヤルの活用

災害時に電話がつながりにくくなることがあります。安否確認や避難先については、災害時に提供される災害用伝言ダイヤル（171）を活用します。

【再生方法】

☎ 171+2+03-5937-3336 (事業所電話番号)